

「北海道主任介護支援専門員研修」及び「北海道主任介護支援専門員更新研修」に係る推薦対象者について

以下の規定における市町村長が推薦する者とは、「小樽市主任介護支援専門員研修等推薦基準」①～③のいずれかに該当する者で所属事業所からの推薦がある者とし、小樽市からの推薦の可否については、推薦依頼書（様式1）に記載された活動実績及び添付書類に基づいて判断する。なお、以下の規定の内容に変更がない場合は、年度を読み替えて適用するものとする。（平成29年1月制定）

1. 平成28年度北海道主任介護支援専門員研修 募集要領

[イ] 4

常勤の介護支援専門員（専従・兼務を問わない）として従事した期間※が通算して5年（60か月）以上であり、かつ、地域の介護支援専門員に対する指導等の活動実績を有するものとして、市町村長が推薦する者。

[イ] 6

介護支援専門員の資格を有し、地域包括支援センターに配置されている又は過去に配置されていた保健師（準ずるものを含む）及び社会福祉士（準ずるものを含む）であって、地域の介護支援専門員に対する相談、支援等の業務に従事した期間が通算5年（60か月）以上あり、かつ、地域の介護支援専門員への指導支援に関し十分な知識及び能力を有する者として、市町村長が推薦する者。なお、常勤の介護支援専門員（専従・兼務を問わない）に従事した期間※を通算することができる。

※注）上記「介護支援専門員として従事した期間」が認められる対象事業所は以下のとおりとする。なお、これらの事業所に就労していたとしても、単に要介護認定の調査員業務のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行なっていただけで、サービス計画書（介護予防サービス計画書含む）の作成を行っていなかった場合は、実務経験として認めない。

【実務経験対象事業所】

i 居宅介護支援事業所（管理者との兼務期間を含む） ii 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者 iii 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者 iv 介護保険施設 v 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者 vi 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者 vii 介護予防支援事業者 viii 地域包括支援センター

2. 平成28年度北海道主任介護支援専門員更新研修 募集要領

B（5）ア

道内の地域包括支援センターに従事し、又は従事を予定している者であって、主任介護支援

専門員としての業務に十分な知識と経験を有する者として市町村長が推薦する者。

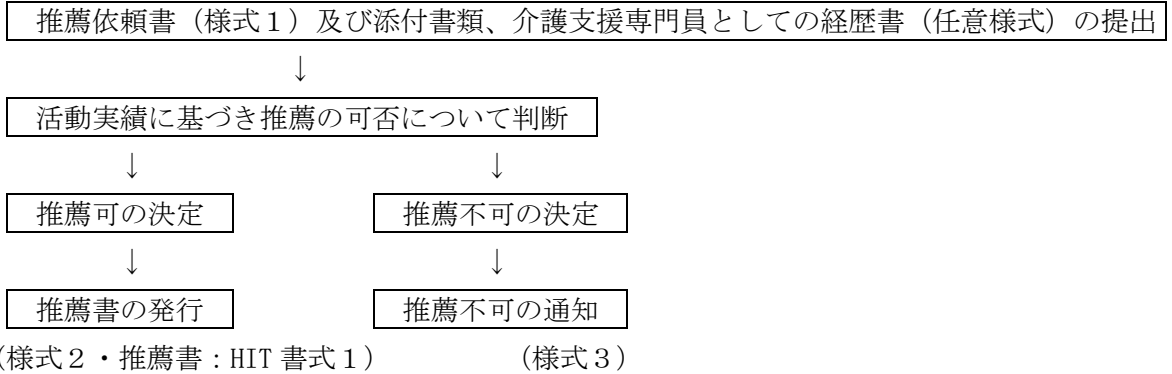
小樽市主任介護支援専門員（更新）研修推薦基準

- ①地域における事例検討会やケアプラン作成に関する研修会等について以下の経験を有するもの（更新研修については複数回の実績のある者）
 - ア．プログラム等の企画等、運営の主担当者
 - イ．研修の講師や助言者
 - ウ．課題検討における指導者（スーパーバイザー）
- ②小樽市介護支援専門員連絡協議会会則に規定されている役員としての実績を有する者（役員実績は1年以上とする）
- ③その他活動実績に基づき推薦対象と判断される者（具体的な活動実績内容について、所属の事業所及び地域包括支援センターから推薦がある者等）

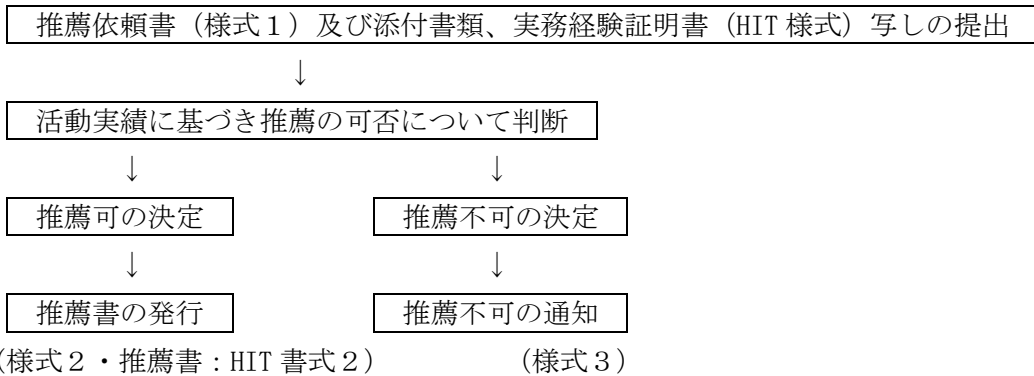
主任介護支援専門員（更新）研修の推薦を求める際の流れ

1. 主任介護支援専門員研修

(1) 居宅介護支援専門員（受講要件：北海道主任介護支援専門員研修 募集要領[イ]4)



(2) 地域包括支援センターに配置されている保健師、社会福祉士（受講要件：北海道主任介護支援専門員研修 募集要領[イ]6)



※ 受講要件：北海道主任介護支援専門員研修 募集要領[イ]5については小樽市では該当なし

2. 主任介護支援専門員更新研修

(1) 地域包括支援センターに従事する主任介護支援専門員（受講要件：北海道主任介護支援専門員更新研修 募集要領 B(5)ア)

